

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項ただし書及び神戸市下水道条例施行規則（昭和 50 年規則第 70 号。以下「規則」という。）第 7 条に規定する排水設備設置義務の免除（以下「免除」という。）に関する事務の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免除下水 排水設備設置義務の免除の対象となる下水をいう。
- (2) 排水設備 法第 10 条第 1 項に規定する排水設備をいう。
- (3) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域及び地下水をいう。
- (4) 特定事業場 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

(免除の対象)

第 3 条 免除を受けようとする下水の種類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 水道水、工業用水又は井戸水を、機器の間接冷却や熱交換などを目的に、汚濁発生源と接触させずに使用した排水
- (2) 特定事業場が排出する一日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上の海水
- (3) 市長が公共用水域へ排出することが必要と認める排水

(免除の要件)

第 4 条 免除下水は、次の各号に掲げる要件を全て満すものであって、市長が許可したものである。

- (1) 公共用水域へ排出できること。
- (2) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 6 条（第 2 項の規定を除く）に規定する当該処理区域の公共下水道からの放流水の水質の技術上の基準（同一下水処理場の処理系列毎に基準が異なるときはそのうち最も厳しい基準）、並びに水質汚濁防止法第 3 条第 1 項及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準を定めるに関する条例（昭和 49 年兵庫県条例第 18 号）による基準に適合し、かつ、恒久的、安定的に維持し得ること。
- (3) 免除下水の水質を測定、記録し、市長の求めがあった場合にはその結果を提出できること。
- (4) 排水設備と免除下水の排出設備が分離されており、かつ、これを容易に確認できること。

(申請の方法)

第 5 条 免除を受けようとする者は、規則第 7 条に基づく排水設備設置義務免除申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- ア 排水状況報告書（様式第 1 号）
- イ 付近見取図
- ウ 用水及び排水の経路図

エ 水質試験の結果

試験項目は市長が指示したものとする。

オ その他市長が特に必要とする資料

(申請に対する審査)

第6条 排水設備設置義務免除申請書の提出があったときは、市長は、速やかにその内容を審査し、許可又は不許可を判断する。審査にあたっては、立入検査により排水状況などを確認し、必要であれば水質試験を行い、当該申請書の内容を確認する。

(免除の通知)

第7条 市長は、免除する、又は免除しないことを決定したときは、排水設備設置義務免除許可通知書(様式第2号)又は排水設備設置義務免除不許可通知書(様式第3号)により、申請した者に通知するものとする。

2 市長は、免除にあたっては次に掲げるものその他必要と認める条件を付することができる。

- (1) 免除に係る要件を満たさないことが認められるときは、免除を取り消すことができること。
- (2) 免除下水の水質が第4条に規定する基準を満たさなくなったときは、水質汚濁防止法第14条の2の規定に準じて対処すること。
- (3) 免除下水を排出するときは、飛散、溢水等に配慮すること。
- (4) 特定事業場にあつては水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)などの公共用水域への排水にかかる水質関係法令の手続きをすること。
- (5) 免除下水を側溝及び雨水管を経由させず河川又は海域などに直接排出するときは、当該排出先の所轄管理者の許可を得ること。

(免除の期間)

第8条 免除は、第3条で規定する免除下水の種類に応じて次の表に掲げる区分に従い、免除をした日から起算してそれぞれの期間の経過後、最初に到来する3月31日までとする。

種類	免除期間
第3条-(1)	5年
第3条-(2)、(3)	1年

(立入検査)

第9条 市長は、第6条で規定する立入検査のほか、免除の期間において必要と認められるときには立入検査を行うものとする。

(監督処分)

第10条 市長は、免除の期間内であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、法第38条第1項の規定に基づき、免除を取消することができる。

- (1) 第4条に規定する免除の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第7条第2項により付した免除の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により免除を受けたとき。

2 前項の規定により免除を取消したときは排水設備設置義務免除許可取消通知書(様式第4号)により通知する。

(廃止)

第11条 免除を受けた者は、その免除に係る施設の使用を廃止したときは、廃止した日から起算して30日以内に、冷却用水等排除の廃止届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第12条 免除を受けた者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名変更等届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)又は住所
- (2) 工場又は事業場の名称
- (3) 工場又は事業場の所在地

2 免除を受けた特定事業場が法第12条の7に基づく届け出をしたときは、前項の届け出をしたものとみなす。

(地位の承継)

第13条 免除を受けた者からその免除に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

2 免除を受けた者について相続、合併又は分割(その免除に係る施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該施設を承継した法人は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を排水設備設置義務免除の承継届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

4 免除を受けた特定事業場が法第12条の8に基づく届け出をしたときは、前項の届け出をしたものとみなす。

(申請書等の様式)

第14条 通知書、届出書その他の書類の様式は、次の定めるところによる。

- (1) 排水状況報告書(様式第1号)
- (2) 排水設備設置義務免除許可通知書(様式第2号)
- (3) 排水設備設置義務免除不許可通知書(様式第3号)
- (4) 排水設備設置義務免除許可取消通知書(様式第4号)
- (5) 排水設備設置義務免除の廃止届出書(様式第5号)
- (6) 氏名変更等届出書(様式第6号)
- (7) 排水設備設置義務免除の承継届出書(様式第7号)

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にした免除については、その有効期間中は、なお従前の例によるものとする。

様式第1号

平成 年 月 日

神戸市長 宛

所在地

事業場名

代表者

排水状況報告書 (排水設備設置義務免除関係)

当事業場の排水状況を下記のとおり報告します。

記

	総使用水量	総排水量	免除下水の排水量	備考
水道水	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	
工業用水	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	
井戸水	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	
その他 ()	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	

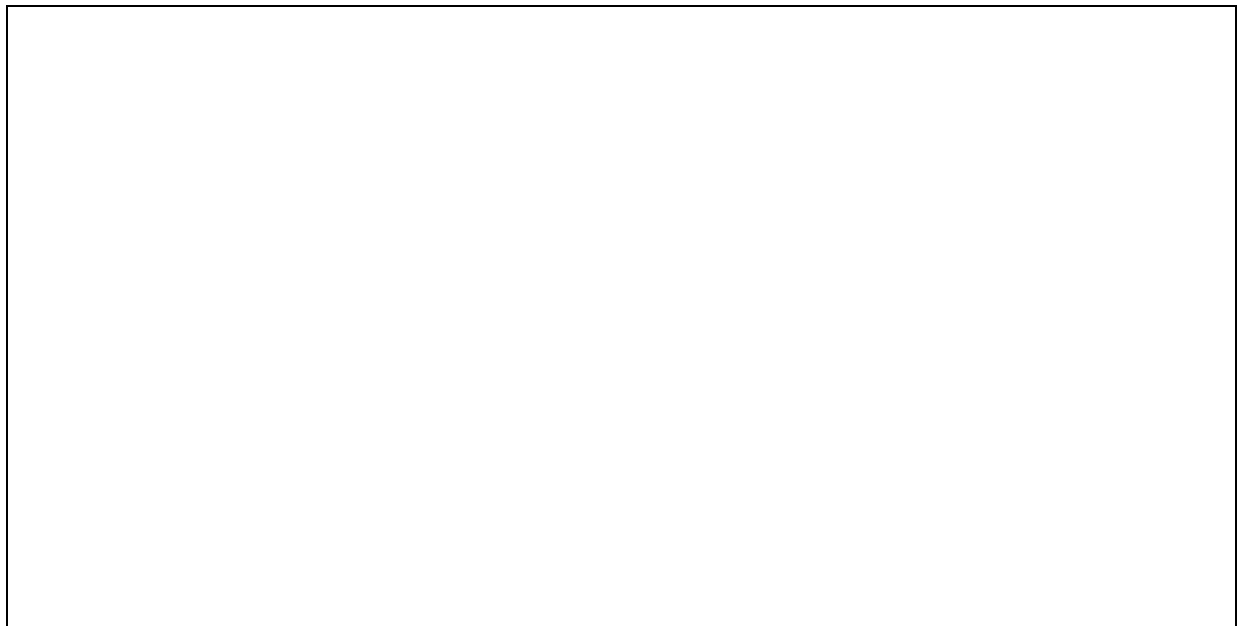
(排水口別)

排水状況報告書

事業場名

排水口名								
	用途	排水量 [m ³ /月]	用途	排水量 [m ³ /月]	用途	排水量 [m ³ /月]	用途	排水量 [m ³ /月]
水道水								
工業用水								
井戸水								
その他 ()								
排除先								
その他参考事項								

資料) 用水及び排水の系統図



※添付図面 ・排水経路図

排水設備設置義務免除許可通知書

〇〇〇第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 □ □ □ □

平成 年 月 日付け「排水設備設置義務免除申請書」で申請されたとおり排水設備設置義務を免除します。

事業場名		
代表者名		
所在地		
排水の種類	(排水の種類を記載)	
免除期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
排水の 水割 量合	排水口名	
	用	水道水 (%)
	水	工業用水 (%)
	水	井戸水等 (%)
その他		

(注1) 許可基準を満たさなくなれば、許可期間内であってもこの許可は取消します。

(注2) 水質事故により許可基準を満たさなくなったときは、水質汚濁防止法第14条の2に規定に準じて対処してください。

(注3) 免除下水を排出するときは、飛散、溢水等に配慮してください。

(注4) 特定事業場にあつては水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法などの公共用水域への排水水にかかる水質関係法令の手続きをしてください。

(注5) 免除下水を道路側溝及び雨水管を経由させず河川又は海域に直接排出するときは、河川管理者又は港湾管理者の許可を得てください。

(教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に神戸市長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分の取り消しの訴えは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸市(訴訟において神戸市を代表するものは、神戸市長)を被告として提訴することができます。

排水設備設置義務免除不許可通知書

〇〇〇第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 □ □ □ □

平成 年 月 日付け「排水設備設置義務免除申請書」で申請のあった件について、下記の理由により排水設備設置義務の免除を認められませんので通知します。

直ちに排水設備を設置し、申請した排水を公共下水道へ排除して下さい。

記

申請のあった排水が以下の基準を満たしていないため。

排水の種類

排水の水質

その他 []

その他（書類の不備等）

[]

(教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神戸市長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この不許可の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表するものは、神戸市長）を被告として提起することができます。

排水設備設置義務免除許可の取消しについて

〇〇〇第 号

平成 年 月 日

様

神戸市長 □ □ □ □

平成 年 月 日付け〇〇〇第〇〇号「排水設備設置義務免除許可通知書」で通知した平成 年 月 日までの以下の排水設備設置義務の免除の許可を取消します。

直ちに排水設備を設置し、排水を公共下水道へ排除して下さい。

記

1. 許可した排水が基準を満たさなくなったため。

排水の種類

排水の水質

その他 []

2. 対象排水

事業場名	
代表者名	
所在地	
排水口名	
排水の種類	

(教示)

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神戸市長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分の取り消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表するものは、神戸市長）を被告として提訴することができます。

排水設備設置義務免除の廃止届出書

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話 () -
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

排水設備設置義務の免除を廃止したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
廃止年月日	年 月 日	※備考
廃止の理由		

注意

- 1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 ※の欄は、記入しないでください。

氏名変更等届出書

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話 () -
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏名 (名称、住所、所在地) に変更があつたので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	※備考
変更の理由		

注意

- 1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 ※の欄は、記入しないでください。

排水設備設置義務免除の承継届出書

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話 () -
氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者の氏名)

排水設備設置義務の免除を受けた者の地位を承継したので, 次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
承 継 年 月 日		年 月 日	※整理番号
被 承 継 者	氏名又は名称		※受理年月日
	住 所		※備考
承 継 の 理 由			

注意

- 1 この届書は, 本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 ※の欄は, 記入しないでください。

神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第63号

神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市下水道条例施行規則（昭和50年11月規則第70号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(排水設備設置義務の免除)」に改め、同条中「直接」を削り、「冷却用水等排除申告書」を「排水設備設置義務免除申請書」に改める。

第9条の2の表中

「

ほう酸製造業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	ほう素及びその化合物
金属鉱業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	ほう素及びその化合物並びに亜鉛及びその化合物
粘土瓦製造業(うわ薬瓦を製造するものに限る。)を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	ほう素及びその化合物
化学肥料製造業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	ふつ素及びその化合物

を

」

「

金属鉱業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	ほう素及びその化合物、亜鉛及びその化合物並びにカドミウム及びその化合物
粘土瓦製造業(うわ薬瓦を製造するものに限る。)を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	ほう素及びその化合物

に、

」

「

感光性樹脂製造業，エチレンオキサイド製造業，エチレングリコール製造業又はポリエチレンテレフタレート製造業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	1，4－ジオキサン
---	-----------

を

」

「

感光性樹脂製造業，エチレンオキサイド製造業又はエチレングリコール製造業を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	1，4－ジオキサン
--	-----------

金属鋳業，非鉄金属第1次製錬・製鉄業（亜鉛に係るものに限る。），非鉄金属第2次製錬・製鉄業（亜鉛に係るものに限る。）及び溶融めつき業（溶融亜鉛めつきを行うものに限る。）を営む工場又は事業場から汚水を公共下水道に排除する場合	カドミウム及びその化合物
---	--------------

に

」

改める。

第29条第7号中「冷却用水等排除申告書」を「排水設備設置義務免除申請書」に改める。

様式第7号を次のように改める。

排水設備設置義務免除申請書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者

住所

電話 () -

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

下水道法第10条に規定する排水設備設置義務について、次のとおり免除を申請します。

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
排除污水の内容	間 接 冷 却 水 ・ その他 ()				
使 用 水	水 道 水 ・ 井 戸 水 ・ 工 業 用 水 ・ その他 ()				
水道お客様番号	(所)	(町 通)	(丁目)	(番 号)	

冷却用水等の 使用水量 (月平均の使用 量を記入してく ださい。)	水 道 水	
	井 戸 水	
	そ の 他	
	計	

注意

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 個人が申請する場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
- 3 使用水量と排除量が著しく異なる場合は、排除量及びその理由を付記してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市下水道条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている冷却用水等排除申告書は、この規則による改正後の神戸市下水道条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている排水設備設置義務免除申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則に定める冷却用水等排除申告書は、新規則による排水設備設置義務免除申請書とみなして、当分の間、なお使用することができる。